

組織体制を変更します！！

● 企画課を新設します

健全な財政運営、外部へも向けた町の情報発信、その他町行政の企画運営を集中的に取り組むため総務課企画係を企画課へと独立させます。

企画課 ☎0574-66-2401（総務課と同じ番号です）

● 地域包括支援センターがサンライフさかほぎへ移転します

福祉の相談窓口を分かりやすくするため、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが総合福祉会館サンライフさかほぎへ移転します。

地域包括支援センター ☎0574-25-7575（直通電話番号は変更しません）

● 税務課と住民課を統合し窓口税務課となります

各種証明の窓口業務と収納業務の効率化を図るため、課を統合します。

- 所得証明などの税証明及び住民票・戸籍謄本などの発行業務を窓口係に集約し、申請時の移動を無くします。
- 国民健康保険税の徴収を税務係に集約し、体制を強化して、一層の財源確保に努めます。

■ 窓口係

- ・ 所得証明などの税証明（一部の証明書を除く）を発行します。
- ・ 住民の異動及び印鑑登録などに関すること。
- ・ 戸籍に関すること。
- ・ マイナンバーカードに関すること。

■ 保険係

- ・ 国民健康保険に関すること。（徴収業務を除く）
- ・ 後期高齢者医療保険に関すること。
- ・ 福祉医療助成制度に関すること。
- ・ 国民年金事務に関すること。

■ 税務係

- ・ 新たに国民健康保険税の徴収業務を担当します。
- ・ 町県民税（法人を含む）、固定資産税、軽自動車税に関すること。

税務係 ☎0574-66-2404

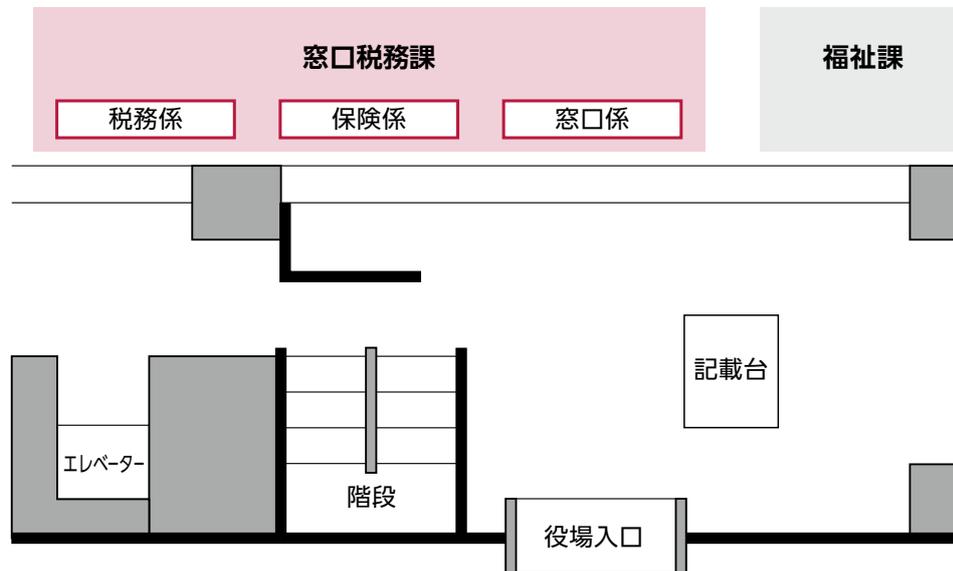
窓口係・保険係 ☎0574-66-2405



4月1日より

坂祝町役場の

案内図



※担当が不明な場合は、窓口係にお尋ねください。

お知らせ

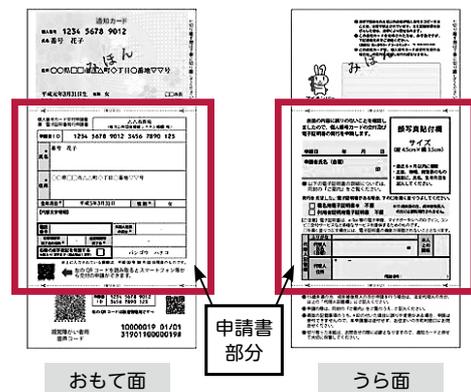
マイナンバーカードの申請サポートを実施します

職員が専用タブレットで写真を撮り、オンライン申請を行います。

以下のものをお持ちになって窓口にお越しください。

【持ち物】

- ① 通知カードと一緒にあった、申請書部分（右記参照）
- ② 本人確認書類（免許証など）



4月1日より印鑑登録証を持参しなくても 印鑑登録証明書が取得できるようになります

これまで印鑑登録証を持参しないと、印鑑証明書を取得できませんでしたが、本人が来庁し、マイナンバーカードや運転免許証などで本人確認ができた場合に限り、登録証を持参しなくても印鑑証明書を取得できるようになります。

※印鑑登録証は他人に渡すと、印鑑証明書を取得することができませんので保管には十分気を付けてください。